

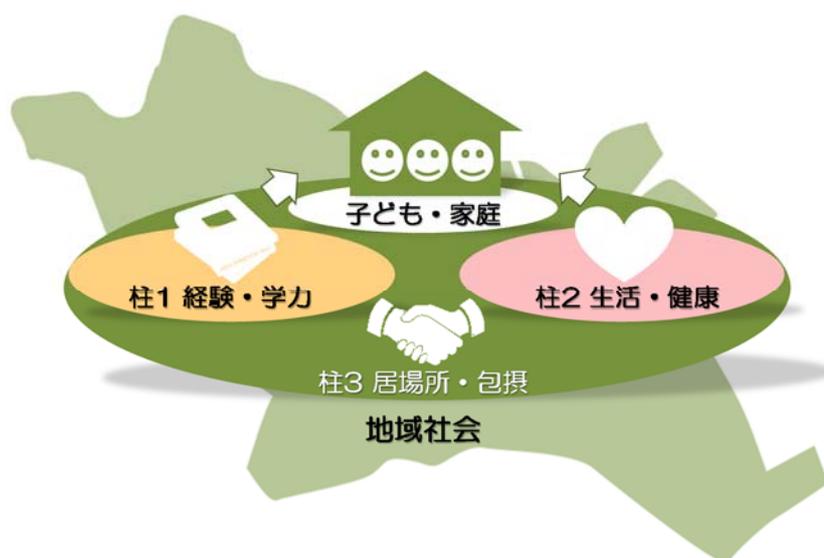
第3章 施策展開

1 施策の柱

前章までは、日常生活に影響が出ている家庭を「生活困難層」と定義し、アンケート及びヒアリング結果を分析し、さまざまな面から、子どもの健やかな成長に及ぼす課題を見出してきました。

区は、アンケート及びヒアリング調査から把握した課題に対し、「経験・学力」「生活・健康」「居場所・包摂」の3つの柱による支援が特に重要と考え、子どもの貧困対策に取り組みます。

3つの柱に沿って、実効性の高い施策を展開し、子どもたちが自分の可能性を信じて未来を切り拓く力を身につけることをめざします。



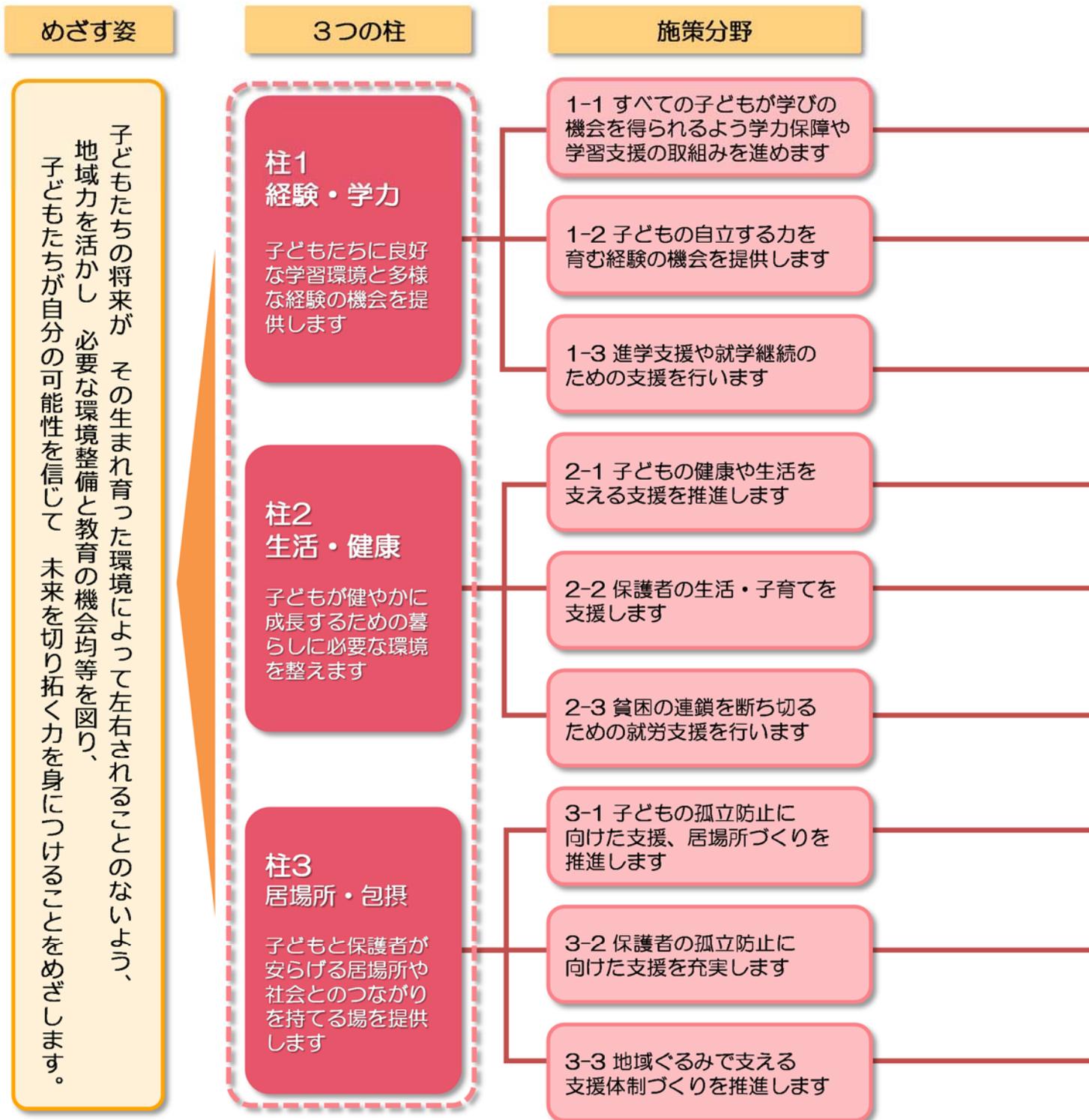
「経験・学力」の柱では、子どもが育つ環境や世帯の所得に関わりなく、すべての子どもに基礎的な学力を保障するための良好な学習環境と、生きる力を育むための多様な体験や経験の機会を提供するための施策を展開します。学びと経験から生まれた子どもの意欲を、将来の夢につなげることをめざします。

「生活・健康」の柱では、暮らしに必要な環境を整え、子どもが健やかに成長するための施策を展開します。子どもと保護者の心身の健康を支え、貧困の連鎖を断ち切る力を育てることをめざします。

「居場所・包摂」の柱では、子どもと保護者が安らげる居場所や、社会とつながりを持てる場を提供するための施策を展開します。地域社会が、すべての子どもを温かく包み込むような支援をめざします。また、困難を抱える子どもや保護者が社会から孤立せず、必要な支援が届くよう、地域や支援関係者が連携・協働して子どもの貧困対策を推進していく地域づくりをめざします。

2 施策体系

子どもの貧困対策を着実に推進するため、下記の施策体系により、部局間の連携強化を図ります。各部署は、子どもや保護者が抱える課題や支援へのニーズを先取りしながら、きめ細かい対応が可能な事業展開を行います。



また、本計画による施策を推進するに当たっては、子どもの貧困対策の重点施策と、施策の柱に関連する指標を設定して、その改善に向けて取り組むこととします。

施策小分類

1-1-1 学校教育を中心としたすべての子どもに対する基礎的な学力の保障に取り組みます
1-1-2 学びの連続性を高める幼児教育を推進します
1-1-3 地域による学習支援を推進します
1-1-4 一人ひとりの課題に応じた学習の支援を充実します

1-2-1 自己肯定感を育てる活動を支援します
1-2-2 生きる力につながる活動を支援します
1-2-3 進学や就労につながるキャリア教育を推進します

1-3-1 就学前段階に関する給付などの支援を行います
1-3-2 義務教育段階に関する給付などの支援を行います
1-3-3 高等教育等の段階に関する給付などの支援を行います

2-1-1 すべての子どもの健康、医療に関する支援を推進します
2-1-2 子どもの食事や栄養の確保、食育に取り組みます
2-1-3 妊娠期から子どもの健康を支える取組みを推進します

2-2-1 保護者の養育力の向上を支援します
2-2-2 すべての子どもの養育を支え、特に支援を必要とする世帯に気づく支援を行います
2-2-3 ひとり親家庭に対する生活・子育て支援を充実します

2-3-1 家庭と仕事の両立を支援します
2-3-2 経済的困難を抱える家庭に対する就労支援を行います
2-3-3 ひとり親家庭に対する就労支援を行います
2-3-4 若者に対する就労支援を推進します

3-1-1 子どもの居場所づくりを推進します
3-1-2 子どもの抱える困難を把握し、必要な支援につなげます
3-1-3 地域での子どもの見守りを推進します

3-2-1 困難を抱える世帯に対する相談やアウトリーチなどの支援を充実します
3-2-2 特に支援を必要とする世帯の孤立を防止する取組みを推進します
3-2-3 ひとり親家庭の孤立を防止する取組みを推進します

3-3-1 支援する人材の確保と育成に努めます
3-3-2 教育と福祉分野の連携を推進します
3-3-3 地域活動団体などの活動を支援し地域力を高めます
3-3-4 切れ目のない支援のための関係機関の連携体制を強化します

3 個別施策一覧

柱1 経験・学力

施策	小分類	事業名	頁
1-1	すべての子どもが学びの機会を得られるよう学力保障や学習支援の取組みを進めます		
1-1-1	学校教育を中心としたすべての子どもに対する基礎的な学力の保障に取り組みます		
1-1-1-1	拡	学習指導講師の配置	64
1-1-1-2	拡	習熟度別少人数授業の推進	64
1-1-1-3	拡	補習教室の実施	64
1-1-1-4	拡	読書活動の充実	64
1-1-1-5	拡	理科教育の推進	65
1-1-1-6	拡	ICT教育の推進	65
1-1-1-7		学習カルテ・学習カウンセリング	65
1-1-1-8		ステップ学習の全校実施	65
1-1-2	学びの連続性を高める幼児教育を推進します		
1-1-2-1		保育園における幼児教育の取組み	65
1-1-2-2		家庭教育学習会（学校デビュー応援プログラム）	65
1-1-2-3		幼児教育に資する相談事業	65
1-1-2-4		幼児教育に資する啓発講座の開催	65
1-1-3	地域による学習支援を推進します		
1-1-3-1		学校支援地域本部（スクールサポートおおた）	66
1-1-4	一人ひとりの課題に応じた学習の支援を充実します		
1-1-4-1	拡	大田区こども日本語教室	66
1-1-4-2	拡	子どもの学習支援事業	66
1-1-4-3	拡	適応指導教室「つばさ」	66
1-1-4-4		日本語特別指導の充実	67
1-1-4-5		日本語学級	67
1-1-4-6		就学相談	67
1-1-4-7		特別支援教育の充実	67
1-1-4-8		糎谷中学校夜間学級	67
1-2	子どもの自立する力を育む経験の機会を提供します		
1-2-1	自己肯定感を育てる活動を支援します		
1-2-1-1	拡	大田区子どもガーデンパーティー	68
1-2-1-2		体験学習会	68
1-2-2	生きる力につながる活動を支援します		
1-2-2-1	拡	リーダー講習会事業	69
1-2-2-2		消費者講座（親子講座）	69
1-2-3	進学や就労につながるキャリア教育を推進します		
1-2-3-1		進路指導対策の推進	69
1-2-3-2		中学生の職場体験	69
1-2-3-3		ものづくり教育・学習フォーラム	69
1-2-3-4		保育園地域活動事業（小中学生の体験学習・ボランティア受入）	69
1-3	進学支援や就学継続のための支援を行います		
1-3-1	就学前段階に関する給付などの支援を行います		
1-3-1-1		私立幼稚園等保護者補助金	70
1-3-2	義務教育段階に関する給付などの支援を行います		
1-3-2-1		就学援助費の支給	70
1-3-2-2		就学奨励費の支給	70
1-3-3	高等教育等の段階に関する給付などの支援を行います		
1-3-3-1	拡	奨学金貸付事業	71
1-3-3-2		給付型奨学金積立基金給付金事業	71
1-3-3-3		生活安定応援事業	71

※ **新** 平成 29 年度からの新規事業 **拡** 平成 29 年度からの拡充事業

柱2 生活・健康

施策	小分類	事業名	頁
2-1 子どもの健康や生活を支える支援を推進します			
2-1-1 すべての子どもの健康、医療に関する支援を推進します			
	2-1-1-1	健康診査（4か月～4歳未満）	73
	2-1-1-2	乳幼児経過観察健診	73
	2-1-1-3	乳幼児発達診断	73
	2-1-1-4	乳幼児歯科相談	73
	2-1-1-5	乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成	73
2-1-2 子どもの食事や栄養の確保、食育に取り組みます			
	2-1-2-1	学校給食	74
	2-1-2-2	食育の推進	74
	2-1-2-3	食育推進チームの設置	74
2-1-3 妊娠期から子どもの健康を支える取組みを推進します			
	2-1-3-1	出産・育児支援事業かるがも	74
	2-1-3-2	すこやか赤ちゃん訪問事業	74
	2-1-3-3	両親学級	74
	2-1-3-4	保育園地域活動事業（育児応援券の配布）	75
	2-1-3-5	大田区きずなメールの配信【再掲】	75
2-2 保護者の生活・子育てを支援します			
2-2-1 保護者の養育力の向上を支援します			
	2-2-1-1	新 子育てひろば事業	76
	2-2-1-2	拡 子育てグループワーク	76
	2-2-1-3	拡 初めてのパパママ子育て教室	76
	2-2-1-4	絵本との出会い事業	76
	2-2-1-5	育児学級	76
	2-2-1-6	保育園地域活動事業（子育て相談、出張相談、園庭開放）	76
2-2-2 すべての子どもの養育を支え、特に支援を必要とする世帯に気づく支援を行います			
	2-2-2-1	拡 応急小口資金貸付事業	77
	2-2-2-2	拡 ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス事業	77
	2-2-2-3	助産施設への入院措置	77
	2-2-2-4	緊急一時保育	77
	2-2-2-5	緊急保育	77
	2-2-2-6	病後児保育事業	77
	2-2-2-7	児童館事業	77
	2-2-2-8	住宅確保支援事業（外国籍）	77
2-2-3 ひとり親家庭に対する生活・子育て支援を充実します			
	2-2-3-1	拡 ひとり親家庭に対する援助（ホームヘルプサービス）	78
	2-2-3-2	ひとり親家庭医療費助成制度	78
	2-2-3-3	児童扶養手当	78
	2-2-3-4	児童育成手当	78
	2-2-3-5	東京都母子及び父子福祉資金貸付事業	78
	2-2-3-6	母子生活支援施設	78
	2-2-3-7	住宅確保支援事業（ひとり親）	78
2-3 貧困の連鎖を断ち切るための就労支援を行います			
2-3-1 家庭と仕事の両立を支援します			
	2-3-1-1	拡 認可保育園	79
	2-3-1-2	拡 認証保育所	79
	2-3-1-3	拡 小規模保育所	79
	2-3-1-4	拡 家庭福祉員（保育ママ）	79
	2-3-1-5	拡 学童保育	80

※ **新** 平成 29 年度からの新規事業 **拡** 平成 29 年度からの拡充事業

施策	小分類	事業名	頁
2-3		貧困の連鎖を断ち切るための就労支援を行います（続き）	
	2-3-1	家庭と仕事の両立を支援します（続き）	
	2-3-1-6	拡 放課後ひろば（学童保育事業）	80
	2-3-1-7	拡 女性の就労支援（再チャレンジ等）	80
	2-3-1-8	拡 男性の家庭参画講座	80
	2-3-1-9	拡 放課後ひろば（放課後子ども教室）【再掲】	80
	2-3-1-10	定期利用保育	80
	2-3-1-11	ファミリー・サポートおおた	80
	2-3-1-12	内職あっせん・相談事業	80
	2-3-2	経済的困難を抱える家庭に対する就労支援を行います	
	2-3-2-1	生活再建・就労サポートセンター JOBOTA	81
	2-3-2-2	お仕事ナビ大田区	81
	2-3-3	ひとり親家庭に対する就労支援を行います	
	2-3-3-1	拡 女性の就労支援（再チャレンジ等）【再掲】	81
	2-3-3-2	母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業	81
	2-3-3-3	母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金事業	81
	2-3-3-4	生活再建・就労サポートセンター JOBOTA【再掲】	81
	2-3-3-5	内職あっせん・相談事業【再掲】	82
	2-3-3-6	お仕事ナビ大田区【再掲】	82
	2-3-4	若者に対する就労支援を推進します	
	2-3-4-1	若者と中小企業のマッチング事業	82
	2-3-4-2	生活再建・就労サポートセンター JOBOTA【再掲】	82
	2-3-4-3	お仕事ナビ大田区【再掲】	82

柱3 居場所・包摂

施策	小分類	事業名	頁
3-1		子どもの孤立防止に向けた支援、居場所づくりを推進します	
	3-1-1	子どもの居場所づくりを推進します	
	3-1-1-1	拡 放課後ひろば（放課後子ども教室）	84
	3-1-1-2	拡 放課後ひろば（学童保育事業）【再掲】	84
	3-1-1-3	中高生の居場所の充実	84
	3-1-1-4	学校開放事業	84
	3-1-1-5	地域に根ざした公園・緑地の整備	84
	3-1-1-6	児童館事業【再掲】	84
	3-1-2	子どもの抱える困難を把握し、必要な支援につなげます	
	3-1-2-1	教育センター（教育相談）	85
	3-1-2-2	子どもの心サポート月間（学校生活調査の全校実施）	85
	3-1-2-3	生活指導の徹底・充実	85
	3-1-2-4	問題行動対応サポートチームの設置	85
	3-1-2-5	メンタルフレンドの派遣	85
	3-1-3	地域での子どもの見守りを推進します	
	3-1-3-1	拡 児童虐待の通告・相談（先駆型子ども家庭支援センター事業）	86
	3-1-3-2	拡 青少年健全育成事業	86
	3-1-3-3	拡 こども SOS の家	86
	3-1-3-4	民生委員児童委員による地域での見守り	86
	3-1-3-5	子育てすくすくネット事業	86

※ **新** 平成 29 年度からの新規事業 **拡** 平成 29 年度からの拡充事業

施策	小分類	事業名	頁
3-2 保護者の孤立防止に向けた支援を充実します			
3-2-1 困難を抱える世帯に対する相談やアウトリーチなどの支援を充実します			
	3-2-1-1	拡 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援	87
	3-2-1-2	拡 子育て情報の充実	87
	3-2-1-3	自殺総合対策事業	87
	3-2-1-4	子どもと家庭に関する総合相談	87
	3-2-1-5	大田区きずなメールの配信	87
	3-2-1-6	家庭相談員による相談事業	87
	3-2-1-7	女性のための相談	88
	3-2-1-8	婦人保護事業	88
	3-2-1-9	大田区養育支援家庭訪問「ゆりかご」	88
	3-2-1-10	すこやか赤ちゃん訪問事業【再掲】	88
3-2-2 特に支援を必要とする世帯の孤立を防止する取組みを推進します			
	3-2-2-1	精神保健福祉相談	88
	3-2-2-2	ペアレントトレーニング	88
	3-2-2-3	こども発達センターわかばの家の事業（相談・地域支援事業等）	88
	3-2-2-4	発達障がい支援事業（発達障がいに関する理解啓発事業）	88
	3-2-2-5	障がい児・者の相談窓口	89
	3-2-2-6	多文化共生推進センター運営事業	89
3-2-3 ひとり親家庭の孤立を防止する取組みを推進します			
	3-2-3-1	拡 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援【再掲】	89
	3-2-3-2	母子・父子自立支援員による相談事業	89
	3-2-3-3	ぴよたまクラブ	89
	3-2-3-4	母子生活支援施設【再掲】	89
	3-2-3-5	女性のための相談【再掲】	89
3-3 地域ぐるみで支える支援体制づくりを推進します			
3-3-1 支援する人材の確保と育成に努めます			
	3-3-1-1	新 子どもの貧困対策に関する意識啓発	90
	3-3-1-2	幼児教育機関職員研修	90
	3-3-1-3	生活指導支援員	90
3-3-2 教育と福祉分野の連携を推進します			
	3-3-2-1	拡 スクールソーシャルワーカーの派遣	91
	3-3-2-2	スクールカウンセラーの配置	91
3-3-3 地域活動団体などの活動を支援し地域力を高めます			
	3-3-3-1	新 支援団体等のネットワーク強化	93
	3-3-3-2	拡 区民活動コーディネーター養成講座	93
	3-3-3-3	区民活動情報サイトの整備	93
	3-3-3-4	地域協働協力員の派遣	93
	3-3-3-5	地域力応援基金助成事業	93
	3-3-3-6	家庭・地域教育力向上支援事業	93
	3-3-3-7	NPO・区民活動フォーラムの開催	93
3-3-4 切れ目のない支援のための関係機関の連携体制を強化します			
	3-3-4-1	生活指導対策（生活指導主任会）	94
	3-3-4-2	要支援家庭等対策委員会	94
	3-3-4-3	要保護児童対策地域協議会	94

※ **新** 平成 29 年度からの新規事業 **拡** 平成 29 年度からの拡充事業

4 子どもの貧困対策計画の指標

本計画の実効性を担保するため、以下の指標を設定します。各指標の動向を確認することで、施策・事業の実施状況や効果などを検証するとともに、必要に応じて見直しや改善に努めます。

	指標名	目標	概要	直近値 (平成 27 年度)
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率		不安定就労や失業につながる可能性のある高等学校中退の状況を把握する指標	7.88%
2	大田区学習効果測定の期待正答率を上回った生徒の割合		大田区学習効果測定（中学 3 年生数学）で、基礎学力が定着している生徒の割合を計る指標	63.5%
3	「自分にはよいところがある」と答える子どもの割合		区立小学校の児童（小学 6 年生）の自己肯定感を計る指標	75.4%
4	ひとり親に対する就業支援事業（または JOBOTA）を利用した人のうちの就業者数（率）及び正規雇用率		就業支援事業による、ひとり親家庭の就業の状況を把握する指標	—
5	妊娠届出者に対する面接を行った割合 すこやか赤ちゃん訪問事業の実施率		子どもの貧困につながるリスクの高い家庭を早期発見する予防的な活動の浸透度を計る指標	— 96.7%
6	区立小学校の定期歯科健診（小学 1 年生）で未処置のむし歯がある子どもの割合		歯磨きを含む基本的な生活習慣が子どもに身に付いているかなど子どもの成育環境を示す指標	17.64%
7	不登校の児童・生徒の出現率（小・中学生）		将来的に貧困に陥るリスク要因の一つである不登校の児童・生徒の割合を把握する指標	小学生 0.41% 中学生 3.58%
8	本計画の推進に資する事業を担う活動団体・拠点数		子どもの貧困対策に取り組む地域の力を表す間接的な指標	—
9	「社会的包摂」の認知度		本計画の大きなテーマのひとつである「社会的包摂」を普及させるための指標	—

5 柱1 経験・学力

柱1 経験・学力

子どもたちに良好な学習環境と多様な経験の機会を提供します

子どもの貧困に関する課題（経験・学力）

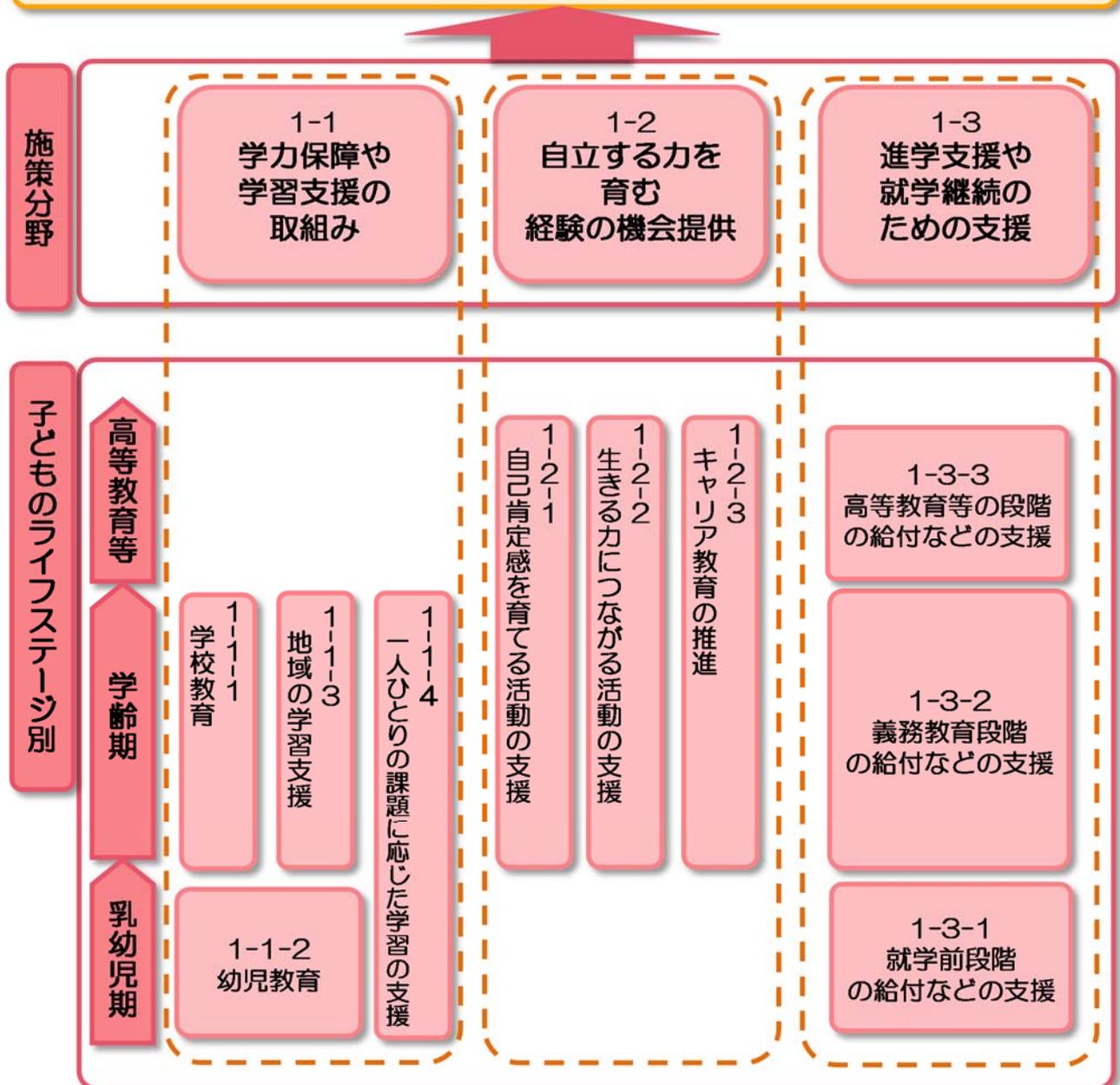
学力・学習
意欲の低下

不十分な
学習環境

学習・進学に
関する資源の不足

体験・経験など
の機会の喪失

保護者の教育に
対する関与不足



1-1 すべての子どもが学びの機会を得られるよう学力保障や学習支援の取組みを進めます

子どもの「学力・学習意欲の低下」や家庭における「不十分な学習環境」「保護者の教育に対する関与不足」という課題に対応する施策として、学力保障や学習支援の取組みを進めます。

すべての子どもがその能力や可能性を最大限に伸ばしていくために、学校教育を中心とした基礎的な学力の保障、就学前の幼児教育、学習支援などの取組みを行います。

さらに、学習上の困難を抱えやすい子どもに対して、一人ひとりに寄り添った学習の支援を充実します。

1-1-1 学校教育を中心としたすべての子どもに対する基礎的な学力の保障に取り組みます

学校に通う子どもの基礎的な学力が保障されるよう、ステップ学習の全校実施や補習教室の実施などの学力向上に向けた取組みを行います。また、学力向上を図るための学習指導講師の配置など、支援体制の充実を図ります。

主な事業

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
1-1-1-1	拡 学習指導講師の配置	小学3年生～中学3年生の算数・数学及び中学校英語の基礎学力の定着をめざし、学習指導講師を全校に配置し、放課後及び土曜日の補習教室における指導や授業中の指導補助を行います。 【拡充】 中学校において指導時間数増を実施します。	区立小・中学校の小学3年生～中学3年生の児童・生徒	教育総務部 指導課
1-1-1-2	拡 習熟度別少人数授業の推進	小学3年生～中学3年生の算数・数学及び中学校英語について、よりきめ細やかな指導により基礎学力を向上させるため、講師を配置し、習熟度別少人数指導を行います。 【拡充】 講師配置数について習熟度に応じた柔軟な対応を行います。	区立小・中学校の小学3年生～中学3年生の児童・生徒	教育総務部 指導課
1-1-1-3	拡 補習教室の実施	算数・数学の基礎の確実な定着と、英語に対する興味・関心の向上を図るため、学習指導講師が放課後及び土曜日に補習教室で指導を行います。 【拡充】 家庭内教育推進校（2校・2年間）を指定し、先行研究を踏まえた成果を各小・中学校に還元します。	区立小・中学校の希望者及び学習内容が未定着と認められる児童・生徒	教育総務部 指導課
1-1-1-4	拡 読書活動の充実	読書活動の充実を図るため、読書環境の整備による読書時間や機会の確保、読書指導計画の作成による児童・生徒の読書意欲を高める指導を実施します。また、読書学習司書を配置し、読書活動の推進に加え、学習支援にも取り組みます。 【拡充】 読書学習司書を増員し、60校に配置します（既配置30校）。	区立小・中学校の小学1年生～中学3年生の児童・生徒	教育総務部 指導課

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
1-1-1-5	拡 理科教育の推進	理科好きな児童・生徒を育成し教員の指導力を向上させるため、支援員・指導員を配置し、授業支援及び指導・助言に努めます。また、理科教員対象の授業力向上研修を開催します。 【拡充】 小学校3～6年生の全学級に理科支援員を配置します（年間20時間程度）。	区立小・中学校の小学3年生～中学3年生の児童・生徒	教育総務部 指導課
1-1-1-6	拡 ICT教育の推進	児童・生徒の学力の定着と学び意欲の伸長をめざし、電子黒板やタブレットPCなどのICTを積極的に小・中学校の授業に活用します。 【拡充】 電子黒板、書画カメラを普通教室に各1台、タブレットPCを教員用として教員1人当たり1台、児童生徒用として1校当たり40～80台を配備します。	区立小・中学校の小学3年生～中学3年生の児童・生徒	教育総務部 学務課
1-1-1-7	学習カルテ・学習 カウンセリング	児童・生徒一人ひとりの学習の状況を把握し、基礎的・基本的な学習内容を確実に定着させるため、日常の学習及び大田区学習効果測定の結果に基づいて作成する学習カルテを用いて、教師との学習相談（個別面談・学習カウンセリング）を実施します。	区立小・中学校の小学4年生～中学3年生の児童・生徒	教育総務部 指導課
1-1-1-8	ステップ学習の 全校実施	算数・数学について、学習の定着状況を確認できるシートを活用し、児童・生徒及び保護者に対して学習や補習教室による繰り返しの学習を働きかけることで、確かな学力向上を図ります。	区立小・中学校の小学1年生～中学3年生の児童・生徒	教育総務部 指導課

1-1-2 学びの連続性を高める幼児教育を推進します

就学後の学びにつながる土台を幼児期に育むことは大変重要です。乳幼児期における身近な大人への信頼感や基本的な生活習慣の定着を支援するため、保護者に対する支援とともに、保育園における幼児教育など、集団生活を通じた幼児期の学びの基盤形成に取り組みます。

主な事業

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
1-1-2-1	保育園における 幼児教育の取組み	生活や遊びの中で自発的・主体的に環境と関わりながら人格形成の基礎を築く幼児期の教育を保育所保育においても実施し、就学前教育から小学校教育への円滑な接続をめざします。	保育所保育を受けるすべての子ども	こども家庭部 保育サービス課
1-1-2-2	家庭教育学習会 （学校デビュー 応援プログラム）	家庭教育力の向上を支援するため、就学前児童の保護者を対象とした家庭教育学習会を開催したり、リーフレットの発行を行います。	次年度区立小学校入学予定児童の保護者	教育総務部 教育総務課
1-1-2-3	幼児教育に資する 相談事業	幼児教育の視点から子育てを支援するために、幼児教育に関する情報の提供、相談事業などを行います。	幼児及びその保護者	教育総務部 幼児教育センター
1-1-2-4	幼児教育に資する 啓発講座の開催	保護者が家庭での教育の大切さなどについて理解を深められるよう、家庭教育支援講座など、親子で参加できる講座を開催します。	幼児及びその保護者	教育総務部 幼児教育センター

1-1-3 地域による学習支援を推進します

学校支援地域本部（スクールサポートおおた）など、学校と地域が連携して、学習環境の充実や子どもの学力向上を支援する取組みを推進します。具体的には、補習教室での学習支援や夏のわくわくスクールの体験活動など、地域のボランティアによる学習支援などの取組みの充実を図ります。

主な事業

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
1-1-3-1	学校支援地域本部 （スクールサポート おおた）	地域全体で学校を支援するため、地域の団体やNPO、高校、企業などと連携して、補習教室などの教育支援活動、地域の伝統や文化を学ぶ体験支援、校内施設の整備を行う環境支援を行います。	区立小・中学校	教育総務部 教育総務課

1-1-4 一人ひとりの課題に応じた学習の支援を充実します

学習の遅れなどの課題を抱えやすい背景を持つ子どもに対して、一人ひとりの課題に応じた学力向上につながる支援をします。貧困の連鎖を防ぐために、生活困窮者自立支援法に基づき子どもの学習支援事業を行います。さらに、大田区こども日本語教室、特別支援教育、適応指導教室「つばさ」、夜間学級など、一人ひとりの状況に寄り添った学習支援の取組みを行います。

主な事業

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
1-1-4-1	拡 大田区 こども日本語教室	日本語が不自由なために就学が困難な外国籍などの子どもに対して日本語教育の支援を行い、区立小・中学校へのスムーズな就学につなげます。 【拡充】 受講にかかる負担（教科書代）を軽減します。	区内在住で日本語が不自由なために区立小・中学校へ入学できないと見込まれる児童	観光・国際都市部 国際都市・多文化共生推進課
1-1-4-2	拡 子どもの学習支援事業	生活困窮状態にある世帯の子どもに対して、週1回の学習支援を行うことにより基礎学力の定着と高校進学を支援します。 【拡充】 高校中退防止支援のための生活相談や学習支援を実施します。	生活保護、就学援助、児童扶養手当のいずれかを受給している世帯の中学生及び本事業を利用していた高校生	福祉部 蒲田生活福祉課
1-1-4-3	拡 適応指導教室「つばさ」	不登校になっている児童・生徒が早期に在籍校に復帰できるよう、保護者・在籍校と連携し、学習支援や集団での活動支援を行います。 【拡充】 活動補助員の配置や、ICTを活用した学習環境の整備を進めます。	区内在住の児童・生徒とその保護者	教育総務部 教育センター

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
1-1-4-4	日本語 特別指導の充実	外国にルーツを持つ世帯の児童・生徒や帰国児童・生徒のうち日本語が不自由な子どもに対して、60時間を上限として指導員を派遣し、生活言語を中心とした集中的な初期指導を行います。	区立小・中学校に在籍する外国にルーツを持つ児童・生徒、帰国児童・生徒	教育総務部 指導課
1-1-4-5	日本語学級	学習言語の習得のため、東京都の認可を受けて設置した日本語学級において通級による指導を行うことにより基礎学力の定着を支援します。	日本語初期指導修了程度の日本語能力を有する区立小・中学校に在籍する児童・生徒	教育総務部 学務課
1-1-4-6	就学相談	関係機関（特別支援学校、こども発達センターわかばの家、医療機関など）との連携のもと、児童・生徒の障がいの種別や程度に応じた適切な教育環境への就学や転学、通級に関する相談に対応します。	区内在住の児童・生徒とその保護者	教育総務部 教育センター
1-1-4-7	特別支援教育の 充実	障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な教育の推進と充実を図るため、特別支援学級の指導の充実、通常学級との交流及び共同学習の促進、スクールカウンセラーによる相談・支援を行います。	区立小・中学校の児童・生徒	教育総務部 指導課
1-1-4-8	糺谷中学校 夜間学級	さまざまな事情で義務教育を修了できなかった方が、理解や習熟の程度に応じて編制したクラスにおいて中学校教育の学習をする場として、東京都の認可を受けた夜間学級を設置運営します。	15歳以上で義務教育を修了していない方、事情により実質的に義務教育を受けられなかった方	教育総務部 指導課

1-2 子どもの自立する力を育む経験の機会を提供します

子どもの「体験・経験などの機会の喪失」などを背景とする、自己肯定感の低下やさまざまな立場の人と関わる機会が少ない（ロールモデルの不足）などの課題に対応する施策です。

「自己肯定感を育てる活動の支援」「生きる力につながる活動の支援」「進学や就労につながるキャリア教育の推進」を行います。

1-2-1 自己肯定感を育てる活動を支援します

子どもの自己肯定感の向上につながるさまざまな体験や活動の場を提供します。活動を通しての達成感や、役割を果たし他者から認められる経験を重ねて、自分への肯定的な気づきを得られるようなさまざまな活動への取組みを進めます。

主な事業

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
1-2-1-1	拡 大田区子ども ガーデンパーティー	青少年対策地区委員会を中心とした実行委員会が、子どもたちと地域の方たちとの交流の場となる事業を開催し、異なる年代、世代の人々に受け入れられる経験を持つことにより、子どもたちの自己肯定感を育てます。 【拡充】 他部局との連携により、内容の充実を図ります。	区内在住の子ども	地域力推進部 地域力推進課
1-2-1-2	体験学習会	大田区ゆかりの手仕事(海苔すきや麦わら細工など)や産業、工芸作品などを見たり体験したりすることで、成功体験の蓄積や、好奇心や探究心を醸成し視野を広げます。	小学生	観光・国際 都市部 文化振興課

1-2-2 生きる力につながる活動を支援します

子どもが自然や実社会に直接触れる体験を通して、疑問を持ち、学び、自ら考える力を育てることで、生きる力の基盤づくりにつながる活動を充実します。

主な事業

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
1-2-2-1	拡 リーダー講習会 事業	小学生及び中高生を対象に、学校外・異世代間交流、 野外活動等の体験活動を通じて、社会性及びリーダ ーシップを身につけます。小学生対象の講習会は、 区から委託を受けた青少年対策地区委員会の企画・ 運営により実施します。 【拡充】 多様で柔軟な企画内容の実現を図ります。	概ね小学5年 生～18歳	地域力推進部 地域力推進課
1-2-2-2	消費者講座 (親子講座)	小学生とその保護者を対象に、消費生活にかかる諸 問題や環境資源・エネルギー、食育などについて、 工作や料理などの体験と親子の触れ合いを通じて学 ぶ機会を提供します。	小学生とその 保護者	地域力推進部 地域力推進課

1-2-3 進学や就労につながるキャリア教育を推進します

子どもたちが将来社会で自立する力を養うためには、地域住民や企業、NPOなどさまざまなバック
グラウンドを持つ大人と関わり、身近なロールモデルに接する機会を持つことが大切です。

進学や就労につながるものづくり教育・学習フォーラムや、中学生の職場体験など、区の特徴を活かし
たキャリア教育を推進します。

主な事業

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
1-2-3-1	進路指導対策の 推進	よりよい進路指導を推進し子どもが自ら考えて将来 を選択できる力をサポートするため、中学校におけ るキャリア教育の推進や、各学校における進路指導 上の課題への対応及び講演会などの研修を行いま す。	区立中学校校 長、進路指導 主任	教育総務部 指導課
1-2-3-2	中学生の職場体験	自立した社会人となるために必要な望ましい勤労 観、職業観を養うことにより、地域社会の一員とし ての自覚を高め、生きる意欲を引き出すことを目的 として、全校において3日間以上の職場体験を実施 します。	区立中学校の 2年生	教育総務部 指導課
1-2-3-3	ものづくり教育・ 学習フォーラム	児童・生徒のものづくりへの関心を高めキャリア教 育の推進を図るとともに、郷土を愛する心を培うた めに、区内工場に従事する技術者、技能者の協力を 得たものづくり学習や親子でできる工場見学を行 います。	区立小・中学 校の児童・生 徒	教育総務部 指導課
1-2-3-4	保育園地域活動 事業 (小中学生の体験 学習・ボランティア 受入)	将来の選択肢を広げるキャリア教育の一貫として、 小中高生の体験学習やボランティアの受入れを行 います。	小学生～高校 生	こども家庭部 保育サービス課

1-3 進学支援や就学継続のための支援を行います

子どもや家庭の「学習・進学に関する資源の不足」の課題に対応する施策です。

子どものライフステージに応じて、「就学前段階」、「義務教育段階」、「高等教育等の段階」の3段階に分けて施策・事業を掲載しています。

1-3-1 就学前段階に関する給付などの支援を行います

幼児教育の無償化や、幼児期の教育・保育に対する世帯所得に応じた利用料の負担軽減の支援を行います。

主な事業

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
1-3-1-1	私立幼稚園等保護者補助金	私立幼稚園などに在籍する園児の保護者に補助金を交付することにより、保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図ります。	私立幼稚園などの在園児保護者（所得制限あり）	教育総務部 教育総務課

1-3-2 義務教育段階に関する給付などの支援を行います

義務教育に関しては、学校教育法第19条の規定に基づき、就学援助を実施しています。義務教育段階の小・中学校でかかる給食費や教材費などの費用負担を軽減する事業を継続します。また、特別支援教育について、就学奨励費を通じて障がいのある児童・生徒への支援を行います。

主な事業

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
1-3-2-1	就学援助費の支給	経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に、給食費や学用品の購入費など、学校でかかる費用の一部を支給します。	区内在住の小・中学生の保護者（所得制限あり）	教育総務部 学務課
1-3-2-2	就学奨励費の支給	特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者を対象に、特別支援教育の特殊性による経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じて、通学費・通学用品購入費などを援助します。	区内在住の特別支援学級（固定学級・通級学級）に在籍する児童・生徒の保護者	教育総務部 学務課

1-3-3 高等教育等の段階に関する給付などの支援を行います

すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高校や大学等の入学や通学に付随する費用について、家庭の教育費負担を軽減する事業を行います。

主な事業

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
1-3-3-1	拡 奨学金貸付事業	就学するための費用を支払うことが困難な方に対し必要な学資金を貸付けることにより、有能な人材を育成することを支援します。 【拡充】 社会状況を勘案し、返還猶予制度の拡充を図ります。	区内に1年以上在住している方に扶養されている子ども（所得制限あり）	福祉部 福祉管理課
1-3-3-2	給付型奨学金 積立基金給付金 事業	区民の方からの寄付を基に、経済的に困窮しながらも優秀かつ意志ある大学生に一定額を給付し、社会に貢献し得る有用・有能な人材を育成することを支援します。	大田区奨学金申込者のうち経済的に困窮し、かつ極めて学業優秀な方（所得制限あり）	福祉部 福祉管理課
1-3-3-3	生活安定応援事業	低所得世帯の子どもの進学を支援するため、中学3年生、高校3年生の学習塾受講料や高校・大学受験料の貸付を行います。	都内に1年以上在住している中学3年生または高校3年生の保護者	福祉部 福祉管理課